

1 部活動の目的

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身に付けるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2 基本的な指導方針

- (1) 心身の成長過程にある生徒が、体力を向上させ、スポーツ・文化・芸術・科学等における技能の向上に努めるように支援する。
- (2) 心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。
- (3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。
- (4) 各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。体罰は決して許されないことを十分に意識する。

3 指導における留意点

- (1) 顧問は、担当する部の特性を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫し、生徒の目標が達成できるよう努める。
- (2) 顧問は、活動の指導において、生徒の健康状態の把握に努めるとともに、熱中症の防止やけが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭への報告・相談を怠らない。
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を進める。
- (4) 校長は、部活動が学校教育の一環であること、及びその意義や運営・指導の在り方についてすべての職員が理解し実践するよう努めるとともに、本校の部活動に関わる活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。

4 運営と活動計画

- (1) 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設けることを原則とし、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるよう努める。
- (2) 1日の練習時間は、原則として、平日においては2時間程度、休業日においては3時間程度とする。ただし、大会等においてはこの限りではない。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 生徒の学習時間の確保ができるよう、定期テスト前は部活動停止とする。
- (5) 毎週木曜日を「定時下校の日」とし、家庭学習の日と位置づけているため、平常授業日については、部活動の練習をせず、定時の下校となる。